

令和2年 御代田町長の資産等の公開について

政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例に基づく、資産等は次のとおりです。

1. 資産等報告書（条例第2条第1項）

任期毎に1回報告することになっており、平成31年に報告済のため、本年は該当しません。

2. 資産等補充報告書（条例第2条第2項）

令和元年12月31日において新たに有することとなった条例第2条第1項各号に掲げる資産はありません。

3. 所得等報告書（条例第3条）

前年1年を通じて町長であった者に限られるため、本年は該当しません。

4. 関連会社等報告書（条例第4条）

令和2年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職への就任状況

別紙報告書のとおり

令和2年4月6日

資 産 等 補 充 報 告 書

御代田町長 小園 拓志

1 土 地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
なし	m ²	円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者である
 ものに限る。
 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2. 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金・郵便貯金

預 金

預金の総額	0 円
-------	-----

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

貯 金

貯金の総額	0 円
-------	-----

(注) 普通貯金を除く。

郵便貯金

郵便貯金の総額	0 円
---------	-----

(注) 普通郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	0 円
-------	-----

6 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
なし	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株 券	なし	株

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

自動車

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

船 舶

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

航空機

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

美術工芸品

種 類	数 量
なし	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

なし	

9 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	0 円
--------	-----

10 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	0 円
--------	-----

令和2年4月6日

関 連 会 社 等 報 告 書

御代田町長 小園拓志

会社その他の法人の名称	住 所	役員・顧問その他の職名
佐久水道企業団	佐久市跡部101番地	理事
浅ろく水道企業団	佐久市岩村田542番地	理事
森泉山財産組合	北佐久郡御代田町大字豊昇1800番地1	組合長

(注) 1 4月1日現在の名称等を記入する。
2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

令和3年 御代田町長の資産等の公開について

政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例に基づく、資産等は次のとおりです。

1. 資産等報告書（条例第2条第1項）

任期毎に1回報告することになっており、平成31年に報告済のため、本年は該当しません。

2. 資産等補充報告書（条例第2条第2項）

新たに有することとなった資産等（令和2年12月31日時点）

【土地】

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額
御代田町大字御代田字 東林 4000 番 24	45.62 m ²	84,050 円
御代田町大字御代田字 東林 4014 番 9	261.16 m ²	481,185 円

【建物】

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額
御代田町大字御代田字 東林 4014 番 9	167.00 m ²	7,627,034 円

3. 所得等報告書（条例第3条）

事業所得 -1,200,206 円
給与所得 10,720,980 円

4. 関連会社等報告書（条例第4条）

令和3年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職への就任状況

会社その他の法人の名称	住 所	役員・顧問 その他の職名
佐久水道企業団	佐久市跡部 101 番地	理事
浅麓水道企業団	佐久市岩村田 542 番地	理事
森泉山財産組合	御代田町大字豊昇 1800 番地 1	組合長

令和3年4月13日

資 産 等 補 充 報 告 書

御代田町長 小園 拓志

1 土 地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
御代田町大字御代田字東林 4000番24	45.62㎡	84,050 円	
御代田町大字御代田字東林 4014番9	261.16㎡	481,185 円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者である
ものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金・郵便貯金

預 金

預金の総額	0 円
-------	-----

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

貯 金

貯金の総額	0 円
-------	-----

(注) 普通貯金を除く。

郵便貯金

郵便貯金の総額	0 円
---------	-----

(注) 普通郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	0 円
-------	-----

6 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
なし	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株	なし	株
券		

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

自動車

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

船 舶

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

航空機

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

美術工芸品

種 類	数 量
なし	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8. ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

なし	

9. 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	0 円
--------	-----

10. 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	22,476,924 円
--------	--------------

令和3年4月13日

所得等報告書

御代田町長

小園拓志

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	-1,200,206 円	
	不動産所得	円	
	利子所得	円	
	配当所得	円	
	給与所得	10,720,980 円	御代田町他
	雑所得	円	
	譲渡所得	円	
	一時所得	円	
分離課税	土地等の事業・雑所得	円	
	短期譲渡所得	円	
	長期譲渡所得	円	
	株式等の事業・譲渡・雑所得	円	
	商品先物取引の事業・雑所得	0 円	
山林所得		円	

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて基因となった事実を記入する。

様式第4号（第7条関係）

令和3年4月13日

関 連 会 社 等 報 告 書

御代田町長 小園拓志

会社その他の法人の名称	住 所	役員・顧問その他の職名
佐久水道企業団	佐久市跡部101番地	理事
浅麓水道企業団	佐久市岩村田542番地	理事
森泉山財産組合	北佐久郡御代田町大字豊昇1800番地1	組合長

(注) 1 4月1日現在の名称等を記入する。

2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

令和4年 御代田町長の資産等の公開について

政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例に基づく、資産等は次のとおりです。

1. 資産等報告書（条例第2条第1項）

任期毎に1回報告することになっており、平成31年に報告済のため、本年は該当しません。

2. 資産等補充報告書（条例第2条第2項）

新たに有することとなった資産等

【土地】（課税標準額のみ変更）

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額
御代田町大字御代田字 東林 4000 番 24	45.62 m ²	89,109 円
御代田町大字御代田字 東林 4014 番 9	261.16 m ²	510,150 円

【借入金】

20,392,475 円

3. 所得等報告書（条例第3条）

事業所得 -36,796 円
給与所得 10,742,970 円

4. 関連会社等報告書（条例第4条）

令和4年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職への就任状況

会社その他の法人の名称	住 所	役員・顧問その他の職名
佐久水道企業団	佐久市跡部 101 番地	理事
浅麓水道企業団	佐久市岩村田 542 番地	理事
森泉山財産組合	御代田町大字豊昇 1800 番地 1	組合長
東北信市町村交通災害共済事務組合	長野市西長野加茂北 143 番地 8	議員

様式第2号（第3条関係）

令和4年4月28日

資産等補充報告書

御代田町長 小園 拓志

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
御代田町大字御代田字東林 4000番24	45.62㎡	89,109 円	課税標準額のみ 変更
御代田町大字御代田字東林 4014番9	261.16㎡	510,150 円	課税標準額のみ 変更
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者である
ものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金・郵便貯金

預 金

預金の総額	0 円
-------	-----

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

貯 金

貯金の総額	0 円
-------	-----

(注) 普通貯金を除く。

郵便貯金

郵便貯金の総額	0 円
---------	-----

(注) 普通郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	0 円
-------	-----

6 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
なし	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株 券	なし	株

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

自動車

種 類	数 量
普通自動車	1 台

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

船 舶

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

航空機

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

美術工芸品

種 類	数 量
なし	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

なし	

9 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	0 円
--------	-----

10 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	20,392,475 円
--------	--------------

令和4年4月28日

所得等報告書

御代田町長 小園拓志

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	-36,796 円	
	不動産所得	円	
	利子所得	円	
	配当所得	円	
	給与所得	10,742,970 円	御代田町他
	雑所得	円	
	譲渡所得	円	
	一時所得	円	
分離課税	土地等の事業・雑所得	円	
	短期譲渡所得	円	
	長期譲渡所得	円	
	株式等の事業・譲渡・雑所得	円	
	商品先物取引の事業・雑所得	0 円	
山林所得		円	

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて基因となった事実を記入する。

令和4年4月28日

関 連 会 社 等 報 告 書

御代田町長 小園拓志

会社その他の法人の名称	住 所	役員・顧問その他の職名
佐久水道企業団	佐久市跡部101番地	理事
浅麓水道企業団	佐久市岩村田542番地	理事
森泉山財産組合	北佐久郡御代田町大字豊昇1800番地1	組合長
東北信市町村交通災害共済事務組合	長野市西長野加茂北143番地8	議員

(注) 1 4月1日現在の名称等を記入する。
2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

令和 5 年 御代田町長の資産等の公開について

政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例に基づく、
資産等は次のとおりです。

1. 資産等報告書 (条例第 2 条第 1 項)

平成 31 年に報告済

2. 資産等補充報告書 (条例第 2 条第 2 項)

新たに有することとなった資産等

【土地】(課税標準額のみ変更)

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額
御代田町大字御代田字 東林 4000 番 24	45.62 m ²	94,168 円
御代田町大字御代田字 東林 4014 番 9	261.16 m ²	539,115 円

【建物】

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額
御代田町大字御代田字 東林 4014 番 9	167.00 m ²	7,627,034 円

【金銭信託】

642,000 円

【有価証券】

(株券) 株式会社ひらまつ 500 株

【借入金】

57,871,458 円

3. 所得等報告書 (条例第 3 条)

事業所得 -556,780 円

給与所得 10,537,730 円

4. 関連会社等報告書 (条例第 4 条)

令和 5 年 4 月 1 日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職への就任状況

令和5年4月28日

資 産 等 補 充 報 告 書

御代田町長 小園 拓志

1 土 地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
御代田町大字御代田字東林 4000番24	45.62m ²	94,168 円	課税標準額のみ 変更
御代田町大字御代田字東林 4014番9	261.16m ²	539,115 円	課税標準額のみ 変更
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者である
ものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

[illegible]

(注) 1. 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金・郵便貯金

預 金

預金の総額	0 円
-------	-----

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

貯 金

貯金の総額	0 円
-------	-----

(注) 普通貯金を除く。

郵便貯金

郵便貯金の総額	0 円
---------	-----

(注) 普通郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	642,000 円
-------	-----------

6 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
なし	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株 券	株式会社ひらまつ	500株

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

自動車

種 類	数 量
普通自動車	1 台

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

船 舶

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

航空機

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

美術工芸品

種 類	数 量
なし	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

なし	

9 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	0 円
--------	-----

10 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	57,871,458 円
--------	--------------

令和5年4月28日

所得等報告書

御代田町長 小園拓志



		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	-556,780 円	
	不動産所得	円	
	利子所得	円	
	配当所得	円	
	給与所得	10,537,730 円	御代田町他
	雑所得	円	
	譲渡所得	円	
	一時所得	円	
分離課税	土地等の事業・雑所得	円	
	短期譲渡所得	円	
	長期譲渡所得	円	
	株式等の事業・譲渡・雑所得	円	
	商品先物取引の事業・雑所得	0 円	
山林所得		円	

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて基因となった事実を記入する。

様式第4号（第7条関係）

令和5年4月28日

関連会社等報告書

御代田町長 小園拓志

会社その他の法人の名称	住 所	役員・顧問その他の職名
佐久水道企業団	佐久市跡部101番地	理事者
浅麓水道企業団	佐久市岩村田542番地	理事者
森泉山財産組合	北佐久郡御代田町大字豊昇1800番地1	組合長
東北信市町村交通災害共済事務組合	長野市西長野加茂北143番地8	議員

（注）1 4月1日現在の名称等を記入する。

2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

令和 6 年 御代田町長の資産等の公開について

政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例に基づく、
資産等は次のとおりです。

1. 資産等報告書（条例第 2 条第 1 項）

平成 31 年に報告済

2. 資産等補充報告書（条例第 2 条第 2 項）

新たに有することとなった資産等

【土地】（課税標準額のみ変更）

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額
御代田町大字御代田字 東林 4000 番 24	45.62 m ²	99,373 円
御代田町大字御代田字 東林 4014 番 9	261.16 m ²	568,922 円

【建物】

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額
御代田町大字御代田字 東林 4014 番 9	167.00 m ²	7,280,766 円

【金銭信託】

906,000 円

【有価証券】

（株券） 株式会社ひらまつ 500 株

【借入金】

53,409,663 円

3. 所得等報告書（条例第 3 条）

事業所得 -1,111,309 円

給与所得 11,285,330 円

令和6年4月30日

資 産 等 補 充 報 告 書

御代田町長 小園 拓志

1 土 地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
御代田町大字御代田字東林 4000番24	45.62㎡	99,373 円	課税標準額のみ 変更
御代田町大字御代田字東林 4014番9	261.16㎡	568,922 円	課税標準額のみ 変更
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

（注）1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者である
ものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金・郵便貯金

預 金

預金の総額	0 円
-------	-----

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

貯 金

貯金の総額	0 円
-------	-----

(注) 普通貯金を除く。

郵便貯金

郵便貯金の総額	0 円
---------	-----

(注) 普通郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	906,000 円
-------	-----------

6 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
なし	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株 券	株式会社ひらまつ	500株

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

自動車

種 類	数 量
普通自動車	1台

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

船 舶

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

航空機

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

美術工芸品

種 類	数 量
なし	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

なし	

9 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	0 円
--------	-----

10 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	53,409,663 円
--------	--------------

令和6年4月30日

所得等報告書

御代田町長

小園拓志



		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	-1,111,309 円	
	不動産所得	円	
	利子所得	円	
	配当所得	円	
	給与所得	11,285,330 円	御代田町他
	雑所得	円	
	譲渡所得	円	
	一時所得	円	
分離課税	土地等の事業・雑所得	円	
	短期譲渡所得	円	
	長期譲渡所得	円	
	株式等の事業・譲渡・雑所得	円	
	商品先物取引の事業・雑所得	0 円	
山林所得		円	

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

（注）基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて基因となった事実を記入する。

様式第4号（第7条関係）

令和6年4月30日

関 連 会 社 等 報 告 書

御代田町長 小園拓志

会社その他の法人の名称	住 所	役員・顧問その他の職名
佐久水道企業団	佐久市跡部101番地	理事者
浅麓水道企業団	佐久市岩村田542番地	理事者
森泉山財産組合	北佐久郡御代田町大字豊昇1800番地1	組合長
東北信市町村交通災害共済事務組合	長野市西長野加茂北143番地8	議員

（注）1 4月1日現在の名称等を記入する。

2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

令和7年4月30日

資 産 等 補 充 報 告 書

御代田町長 小園 拓志

1 土 地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
御代田町大字御代田字東林 4000番24	45.62㎡	104,137 円	課税標準額のみ 変更
御代田町大字御代田字東林 4014番9	261.16㎡	596,159 円	課税標準額のみ 変更
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

（注）1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者である
ものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金・郵便貯金

預 金

預金の総額	0 円
-------	-----

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

貯 金

貯金の総額	0 円
-------	-----

(注) 普通貯金を除く。

郵便貯金

郵便貯金の総額	0 円
---------	-----

(注) 普通郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	1,170,000 円
-------	-------------

6 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
なし	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株 券	株式会社ひらまつ	500株

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

自動車

種 類	数 量
普通自動車	1 台

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

船 舶

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

航空機

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

美術工芸品

種 類	数 量
なし	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

なし	

9 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	0 円
--------	-----

10 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	49,456,732 円
--------	--------------

令和7年4月30日

関 連 会 社 等 報 告 書

御代田町長 小園拓志

会社その他の法人の名称	住 所	役員・顧問その他の職名
佐久水道企業団	佐久市跡部101番地	副企業長
浅麓水道企業団	佐久市岩村田542番地	理事者
森泉山財産組合	北佐久郡御代田町大字豊昇1800番地1	組合長
東北信市町村交通災害共済事務組合	長野市西長野加茂北143番地8	議員

(注) 1 4月1日現在の名称等を記入する。

2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

令和7年4月30日

所得等報告書

御代田町長 小園拓志



		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	-1,033,308 円	
	不動産所得	円	
	利子所得	円	
	配当所得	円	
	給与所得	11,615,430 円	御代田町他
	雑所得	円	
	譲渡所得	円	
	一時所得	円	
分離課税	土地等の事業・雑所得	円	
	短期譲渡所得	円	
	長期譲渡所得	円	
	株式等の事業・譲渡・雑所得	円	
	商品先物取引の事業・雑所得	0 円	
山林所得		円	

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて基因となった事実を記入する。

令和 7 年 御代田町長の資産等の公開について

政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例に基づく、
資産等は次のとおりです。

1. 資産等報告書（条例第 2 条第 1 項）
平成 31 年に報告済
2. 資産等補充報告書（条例第 2 条第 2 項）
新たに有することとなった資産等

【土地】（課税標準額のみ変更）

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額
御代田町大字御代田字 東林 4000 番 24	45.62 m ²	104,137 円
御代田町大字御代田字 東林 4014 番 9	261.16 m ²	596,159 円

【建物】

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額
御代田町大字御代田字 東林 4014 番 9	167.00 m ²	7,280,766 円

【金銭信託】

1,170,000 円

【有価証券】

（株券） 株式会社ひらまつ 500 株

【借入金】

49,456,732 円

3. 所得等報告書（条例第 3 条）

事業所得	-1,033,308 円
給与所得	11,615,430 円

【閲覧用】

4. 関連会社等報告書（条例第4条）

令和7年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職への就任状況

会社その他の 法人の名称	住 所	役員・顧問 その他の職名
佐久水道企業団	佐久市跡部 101 番地	副企業長
浅麓水道企業団	佐久市岩村田 542 番地	理事者
森泉山財産組合	御代田町大字豊昇 1800 番地 1	組合長
東北信市町村交通 災害共済事務組合	長野市西長野加茂北 143 番地 8	議員

【閲覧用】

令和8年 御代田町長の資産等の公開について

政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例に基づく、
資産等は次のとおりです。

1. 資産等報告書（条例第2条第1項）
平成31年に報告済
2. 資産等補充報告書（条例第2条第2項）
新たに有することとなった資産等

【土地】

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額
御代田町大字御代田字 東林 4000 番 24	45.62 m ²	104,137 円
御代田町大字御代田字 東林 4014 番 9	261.16 m ²	596,159 円

【建物】

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額
御代田町大字御代田字 東林 4014 番 9	167.00 m ²	7,280,766 円

【預金】

300,000 円（当座預金及び普通預金を除く。）

【金銭信託】

1,434,000 円

【有価証券】

（株券） 株式会社ひらまつ 500 株

【自動車】

普通自動車 1 台

【借入金】

46,357,782 円

【閲覧用】

3. 所得等報告書（条例第3条）

事業所得 -811,933 円
 給与所得 11,691,835 円

4. 関連会社等報告書（条例第4条）

令和8年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職への就任状況

会社その他の 法人の名称	住 所	役員・顧問 その他の職名
佐久水道企業団	佐久市跡部 101 番地	副企業長
浅麓水道企業団	佐久市岩村田 542 番地	副企業長
森泉山財産組合	御代田町大字豊昇 1800 番地 1	組合長
東北信市町村交通 災害共済事務組合	東御市 281 番地 2	議員

令和8年4月30日

資 産 等 補 充 報 告 書

御代田町長 小園 拓志

1 土 地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
御代田町大字御代田字東林 4000番24	45.62㎡	104,137 円	
御代田町大字御代田字東林 4014番9	261.16㎡	596,159 円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者である
ものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

[illegible]

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金・郵便貯金

預 金

預金の総額 300,000 円

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

貯 金

貯金の総額 0 円

(注) 普通貯金を除く。

郵便貯金

郵便貯金の総額 0 円

(注) 普通郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額 1,434,000 円

6 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
なし	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘 柄	株 数
株 券	株式会社ひらまつ	500株

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

自動車

種 類	数 量
普通自動車	1 台

（注）種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

船 舶

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

航空機

種 類	数 量
なし	

（注）種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

美術工芸品

種 類	数 量
なし	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

なし	

9 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	0 円
--------	-----

10 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	46,357,782 円
--------	--------------

令和8年4月30日

所得等報告書

御代田町長 小園拓志

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	-811,933 円	
	不動産所得	円	
	利子所得	円	
	配当所得	円	
	給与所得	11,691,835 円	御代田町他
	雑所得	円	
	譲渡所得	円	
	一時所得	円	
分離課税	土地等の事業・雑所得	円	
	短期譲渡所得	円	
	長期譲渡所得	円	
	株式等の事業・譲渡・雑所得	円	
	商品先物取引の事業・雑所得	0 円	
山林所得		円	

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて基因となった事実を記入する。

令和8年4月30日

関 連 会 社 等 報 告 書

御代田町長 小園拓志

会社その他の法人の名称	住 所	役員・顧問その他の職名
佐久水道企業団	佐久市跡部101番地	副企業長
浅麓水道企業団	佐久市岩村田542番地	副企業長
森泉山財産組合	北佐久郡御代田町大字豊昇1800番地1	組合長
東北信市町村交通災害共済事務組合	東御市県281番地2	議員

（注）1 4月1日現在の名称等を記入する。

2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。